



咲くやこの花館前(水に浮かぶ蓬莱の島)

幸多き年でありますように！…

迎春

平成27年 元旦

藤本 俊一

職場内で回覧しましょう

新年のごあいさつ

一般財団法人
大阪府社会保険協会
会長 石井 純



新年あけましておめでとうございます。

皆様方には、お健やかに新春をお迎えになられたことと心からお慶び申し上げます。

平素は、本協会の事業運営につきまして、格別のご支援とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

一般財団法人 大阪府社会保険協会は、社会保険制度の普及・広報宣伝をはじめ、被保険者とそのご家族の皆様方の健康づくりや疾病予防等の事業をより積極的に推進しているところです。

社会保険制度に関する広報につきましては、本協会が日本年金機構・年金事務所ならびに全国健康保険協会大阪支部と連携を密にしながら、毎月作成する『大阪社会保険時報』等をホームページで公開するかたわら、登録いただいた事業所様には、メールマガジンにより『大阪社会保険時報』の掲載等をお知らせしております。

会員の事業所様には、年4回発行の『協会だより おおさか』により社会保険・労働保険に関する説明会や講習会の開催をご案内するほか、潮干狩り・海遊館・バスツアー等の利用補助を、また卓球・ボウリング・テニス等各種大会をご案内することにより、多くの皆様にご参加いただいております。

あわせて、ご活用いただければと、社会保険各種届書記載例集や健康づくりに関する冊子を同封しております。

いずれにいたしましても、これからの超高齢社会を見据え、将来的により安定した社会保険制度の確立に多くの期待が寄せられている現状のもとで、社会保険協会事業の重要性を鑑み、役職員一同、決意を新たに精励してまいりますので、より一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本年も皆様方には充実したよき1年となりますようにお祈りいたしまして、新年のごあいさつといたします。

新年のごあいさつ



日本年金機構 近畿ブロック
本部長 芦田 豊

新年あけましておめでとうございます。

日頃より、公的年金業務に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、私ども日本年金機構は、本年で6年目を迎えました。

昨年3月末をもって5年間の第1期中期計画期間が終了し、設立以来最優先課題として早期解決に向け取り組んでまいりました、年金記録問題への対応につきましては、紙台帳とコンピュータ記録との突合せに関する作業をおおむね終了することができました。

また、国民年金保険料の現年度納付率につきましても、60%を回復し、ひとつの節目を迎えることができたと考えております。

今年度から第2期中期計画期間を迎え、適用、徴収、給付、相談といった基幹業務へより一層注力するとともに、引き続き、年金記録の正確な管理と年金記録問題への適切な対応を進めてまいります。

加えて、本年10月より施行される被用者年金一元化法や来年1月より導入される社会保障・税番号制度にかかる年金制度運営につきましても、万全を期してまいります。

当機構の基本理念である「国民の信頼」「国民の意見の反映」「サービスの質の向上」「業務運営の効率化」「公正性・透明性の確保」にいま一度立ち返り、役職員一同一丸となって努力を重ねてまいります。

皆様方におかれましては、より一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、皆様方の今後ますますのご健勝とご多幸を心より祈念申し上げまして、新年のごあいさつとさせていただきます。



全国健康保険協会 大阪支部
支部長 平野 保生

あけましておめでとうございます。

皆様方には、お健やかに新年を迎えられたこととお慶び申し上げます。

平素は、協会けんぽの健康保険事業の円滑な推進に格段のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、私ども協会けんぽは、全国で加入者数3600万人、国民の3.6人に1人（大阪府では885万人中、約1/3）が加入する日本最大の医療保険者であり、被用者保険のセーフティーネットとして、日本の国民皆保険制度を支えています。

一方では、その加入者の大半は、収入の低い中小企業の事業主やそこで働く従業員、その家族であり、財政基盤は脆弱です。加えて、協会けんぽの財政構造は医療費等の支出の伸び率が賃金の伸び率を上回っており、構造的な赤字財政は依然として解決していません。

現在の平均保険料率は10%と他の被用者保険と比較しても高く、これ以上の保険料率の引き上げは限界にきています。

そのような状況のなかで、特例措置終了後の平成27年度から、協会けんぽへの国庫補助率を16.4%から20%への引き上げを要望しています。消費税10%への引き上げが平成29年度に延期されて厳しい状況が続きますが、今後とも引き続き政府および国会議員に強く要請してまいりたいと存じます。

私ども協会けんぽ大阪支部では、発足以来、医療費の適正化に向けて、さまざまな取り組みを実施しているところでございますが、協会けんぽの基本使命である加入者および事業主の皆様の実現を目指し、引き続き加入者サービスの向上に努めてまいりますので、皆様方のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

新年にあたり、皆様方のますますのご活躍とご多幸を祈念申し上げまして、年頭のごあいさつとさせていただきます。

老齢年金を受給されている方へ

公的年金等の 源泉徴収票が送付されます



国民年金・厚生年金から支給される老齢年金は所得税法上「雑所得」として課税の対象になります。

そのため、老齢年金を受給されている方には、平成27年1月31日までに「平成26年分 公的年金等の源泉徴収票」が送付されます。源泉徴収票には、平成26年中に支払われた年金の総額・源泉徴収税額・控除内容などが記載されています。

なお、障害年金・遺族年金は所得税法上非課税のため源泉徴収票は発行されません。

確定申告

公的年金等の収入金額の合計額が「400万円以下」で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が「20万円以下」である場合には、所得税および復興特別所得税の確定申告は必要ありません。

日本年金機構以外の年金の支払者に対して扶養親族等申告書を提出している方や年金以外に給与所得がある方などは、多くの場合、所得税および復興特別所得税の確定申告が必要です。

また、確定申告が必要ない場合でも、医療費控除や生命保険料控除などがある方は、確定申告をすれば源泉徴収税額の還付を受けることができます。(還付申告)

※所得税および復興特別所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

住民税に関するくわしいことはお住まいの市区町村におたずねください。

源泉徴収票の再交付

源泉徴収票が2月になっても届かない場合や、紛失した場合などは、基礎年金番号をご用意のうえ、「ねんきんダイヤル」0570-05-1165にお電話ください。源泉徴収票を再交付し、日本年金機構に登録されているご本人様の住所宛に送付いたします。なお、お電話をいただいてから、源泉徴収票を送付するまで2週間程度かかります。

お急ぎの場合は、お近くの年金事務所で再交付を受付しております。

ご本人様が来訪される場合は、本人確認ができるもの（運転免許証など）、日本年金機構が送付した書類（年金証書など）をご持参ください。

代理の方が来訪される場合には、ご本人宛に日本年金機構が送付した書類（年金証書など）のほかに、委任状、印鑑、代理の方の本人確認ができるもの（運転免許証などの身分証明書）をご持参ください。

準確定申告

亡くなった方の確定申告をする必要がある場合は、相続人は相続の開始があったことを知った翌日から4カ月以内にその申告（準確定申告）をしなければなりません。

日本年金機構では、年金受給者の死亡日までにその方にお支払いした、その年分の年金の源泉徴収票を発行し、死亡届を提出されたご遺族の方宛にお送りしています。死亡の手続きがお済みでない場合は準確定申告用源泉徴収票を発行することができませんので、死亡届のご提出をお願いいたします。

ただし、1月1日から2月の年金支払日の前日までの間にお亡くなりになられた場合は、原則として準確定申告用源泉徴収票は発行されません。

ご不明な点は… 管轄の年金事務所までお問い合わせください。

20歳になったら国民年金

国民年金は、やがて訪れる老後や、生活の安定を損なうような「万が一」の事態に備え、保険料を出し合い、お互いを支えあう制度です。

20歳以上60歳未満の方は、国民年金に加入し、保険料を納めることが法律で義務付けられています。20歳になったら、忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう。



これが国民年金のメリットです

その1 老後をずっと支える終身の年金

生きている限り年金が受け取れる一生涯の保障です（生涯受け取れる年金額は平均寿命で計算すると、納めた保険料の1.5倍以上）。

その2 不測の事態に備える保険としての年金

「万が一」のとき、障害年金や遺族年金が受けられます。

その3 納めた保険料分は税金の負担が軽減

納めた保険料は全額「社会保険料控除」の対象となり、税金が安くなります。

その4 経済の変動にも負けません

賃金や物価の変動にあわせて、年金額が改定されるため、年金の価値が保障されます。

国民年金保険料の納付方法は？

平成26年度(平成26年4月分～平成27年3月分)の保険料は月額15,250円です。

口座振替を利用すると月々の保険料が割引される制度があります。

納付書により納付できるのは、お近くの金融機関やコンビニエンスストアなどです。

また、クレジットカードを使って納付することもできます（事前に申し込み手続きが必要です）。

そのほか、自宅からインターネットなどを利用する電子納付も可能です。

保険料を納めるのが難しい方は？

保険料を納めることが経済的に困難な場合は、本人の申請手続きによって保険料の納付が免除または猶予される制度があります。お住まいの市区町村の国民年金担当窓口、または年金事務所へご相談ください。

①免除制度

本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合は申請することにより、保険料の納付が1/4～全額免除されます。

②若年者納付猶予制度

30歳未満の方で本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合は申請することにより、保険料の納付が猶予されます。

③学生納付特例制度

学生の方で本人の前年所得が一定額以下の場合は申請することにより、保険料の納付が猶予されます。

※国民年金に関してくわしくお知りになりたいときは、日本年金機構のホームページ (<http://www.nenkin.go.jp/>) をご覧いただくか、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

協会けんぽからのお知らせ

出産育児一時金等の支給額の見直しのお知らせ

平成27年1月から、出産育児一時金および家族出産育児一時金の支給額につきましては、出産費用の動向等を勘案して、現行の**39万円から40万4千円に引き上げ**となりました。

なお、産科医療補償制度加入医療機関等で在胎週数22週以降に出産された場合の支給額につきましては、現行どおり42万円で変わりません。

※平成27年1月1日以降の出産から適用されます。



申請書・届出書の提出は『新様式』で

協会けんぽでは、申請書・届出書を「見やすく」「わかりやすく」「記入しやすく」するため、平成26年7月から様式を変更しておりますが、新システムへの移行後に、旧様式でご提出いただきますと、協会けんぽでの事務処理が煩雑となり、**給付金の支払い全体が遅延する恐れがあります。**

ぜひ、お早めに新様式への切り替えにご協力をお願いいたします。

新様式の申請書・届出書は、協会けんぽホームページからダウンロードしていただくか、協会けんぽ大阪支部までご用命ください。



申請書の印刷時にご注意ください

協会けんぽでは、皆さまからいただいた申請書について、事務処理を迅速に行うためにスキャナを使用して読み取りを行い、審査業務等の効率化を図ることしております。

申請書の印刷の際は、ダウンロードページの「申請書の印刷についてのお願い」にご留意のうえ、ご利用いただきますよう、よろしくお願いいたします。



旧様式の申請書はスキャナを使用しての読み取りができません。まだ旧様式をお持ちの場合は、お早めに新様式の申請書に切り替えていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

11月号のチラシ内容の訂正とお詫びについて



11月号でお知らせしておりました、**各種サービスの変更時期**（平成27年1月26日予定）を**延期とさせていただきますことになりました。**加入者・事業主の皆さまには、ご迷惑をおかけして誠に申し訳ありませんが、なにとぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、新たな変更時期など詳細につきましては、決定次第、協会けんぽホームページ、メールマガジン等でお知らせする予定です。

お問い合わせ先

全国健康保険協会(協会けんぽ)大阪支部 <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/osaka>

電話 **06-7711-4300** (自動音声案内) おかけ間違いにご注意ください

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日・年末年始を除く)

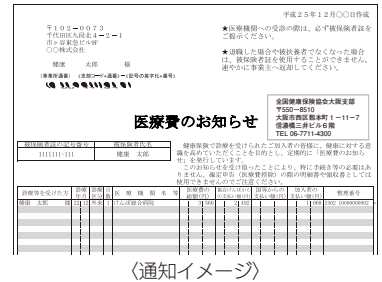
〒550-8510 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル6階

協会けんぽからのお知らせ

「医療費のお知らせ」を2月中旬に送付いたします

協会けんぽでは、加入者の皆さまに、健康に対する意識を高めていただき、医療保険事業の健全な運営に結びつけることを目的に、年に1回「医療費のお知らせ」を事業主さまあてにお送りしています。今年はお記のとおり実施いたしますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

- 対象者** 加入者(被保険者および被扶養者)の皆さま
- 送付先** 事業主さま
- 期間** 平成25年10月診療分～平成26年9月診療分
(平成25年12月～平成26年11月に受付した医療機関等からのレセプト等に基づき作成)
- 時期** 平成27年2月9日(月)～13日(金) (順次送付予定)



- ◆「医療費のお知らせ」を受け取ったことにより、とくに手続き等の必要はありません。
- ◆確定申告(医療費控除)の際の明細書や領収書としてはご使用できませんので、ご注意ください。
- ◆事業主(事務担当者)さまへのお願い
 - ・被保険者の方へ配付をお願いいたします。なお、「医療費のお知らせ」の記載内容は個人情報になりますので、開封せずにそのまま被保険者の方へお渡しください。
 - ・退職されている等の理由で「医療費のお知らせ」をお渡しいただくことができない場合は、お手数ですが同封の返信用封筒にて当協会あてにご返送をお願いいたします。

平成26年度ジェネリック医薬品軽減額通知を送付いたします 2回目

協会けんぽでは、加入者の皆さまのお薬代の負担軽減と健康保険財政の改善のため、ジェネリック医薬品軽減額通知を送付しています。平成25年度の実施では、1回目の通知で、約24%、2回目の通知で、約29%の方がジェネリック医薬品へ切り替えられ、**全国の医療費の軽減額は、年間約83億円(単純推計)**となりました。皆さまのご協力ありがとうございます。



<p>協会けんぽ加入者さまへのお知らせです</p> <p>☞35歳以上の主に生活習慣病(高血圧、糖尿病、脂質異常症等)や慢性疾患(喘息、リウマチ等)などの先発医薬品を長期間服用されている方</p> <p>☞お薬代の自己負担軽減額が一定額以上見込まれる方 ※すべての加入者の方に通知されるものではありません。</p>	<p>平成27年2月下旬に発送予定です</p> <p>☞加入者(被保険者)の方の住所へ直接送付いたします。</p> <p>※被扶養者の方が該当された場合、通知の宛名は〔被扶養者さまの氏名〕、送付先住所は〔被保険者さまの住所〕となります。</p>
--	---

！通知を希望されない方は…

お手数ではございますが、下記へご連絡いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

ご連絡先 協会けんぽ大阪支部 担当 企画総務グループ 電話番号 06-7711-4300

※この通知サービスは、ジェネリック医薬品への変更を強制するものではありません。ジェネリック医薬品を知ってもらうこと、先発医薬品以外にもジェネリック医薬品という選択肢があることをお知らせする目的で送付しております。

「ねんきんネット」のご利用登録を!



2 「ねんきんネット」サービス ご利用登録

●アクセスキーとは…

お客さまの誕生日に送られる「ねんきん定期便」に、平成23年4月より同封されている17ケタの番号です。

①アクセスキーをお持ちの方

アクセスキーで登録すると、ユーザIDが即座に発行され、「ねんきんネット」サービスが利用できるようになります。

なお、アクセスキーの有効期限は発行から3カ月です。

②アクセスキーをお持ちでない方

アクセスキーをお持ちでない場合は、年金事務所の窓口で発行することも可能です。ご希望の方は、お近くの年金事務所にご相談ください。

1 日本年金機構のホームページにアクセス

日本年金機構のホームページ (<http://www.nenkin.go.jp/>) にアクセスしていただき、画面右側の「ねんきんネット」ボタンをクリックします。
※画面イメージは変更される場合があります。



「ねんきんネット」トップ画面が表示されますので、「新規ご利用登録」ボタンをクリックします。

「ねんきんネット(申請用トップページ)」が表示されますので、アクセスキーの有無に応じて「ご利用登録」ボタンをクリックしてください。



- 登録には基礎年金番号が必要となります。
※基礎年金番号は、年金手帳や、平成22年度以前にお送りした「ねんきん定期便」などで、事前にご確認ください。
- アクセスキーをお持ちの場合は、携帯電話からもユーザIDの申し込みができます。右記バーコードをご利用ください。
※申込時の通信料はお客さまのご負担となりますので、ご注意ください。



くわしくは、「ねんきんネット」で検索

ねんきんネット 検索

http://www.nenkin.go.jp/n_net/

電話でのお問い合わせは、
「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」へ

0570-058-555
050から始まる電話でおかけになる場合は
03-6700-1144



スマートフォンの方は
こちらからアクセスできます。